

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第6号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療葬祭費事務取扱要綱を次のとおり定める。

令和7年4月1日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積



秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療葬祭費事務取扱要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年3月28日規則第2号。以下「規則」という。）第23条の規定による葬祭費（以下「葬祭費」という。）の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるとものとする。

(支給対象者)

第2条 葬祭費は、秋田県後期高齢者医療の被保険者（以下「被保険者」という。）が死亡したときに、当該被保険者の葬祭を行う者に対して次のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 葬儀やお別れ会を行った場合
- (2) 火葬を行った場合

2 前項の支給は、次のいずれかに該当する場合は行わないものとする。

- (1) 他の法令により、葬祭費に相当するものの給付を受けた者
- (2) 給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、葬祭費と同一の事由による損害賠償を受けた者

(支給額)

第3条 葬祭費の支給額は、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年12月10日条例第25号）第2条に定める額とする。

(支給の申請)

第4条 葬祭費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は規則第23条第1項の規定に基づき、後期高齢者医療葬祭費支給申請書（様式第29号）を秋田県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）に提出しなければならない。

2 申請書には、第2条に定める葬祭を行ったことを確認できる次の各号に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。

(1) 会葬礼状の写し

(2) 葬祭費用の領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、葬祭を行った者が確認できる書類

(支給の決定)

第5条 広域連合長は、前条の規定に基づく申請があったときは、支給の可否を決定し、規則第23条第2項の規定に基づき、後期高齢者医療給付支給決定通知書（様式第15号）又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書（様式第16号）により申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第6条 葬祭費は、原則として当該申請者の指定する国内の金融機関への口座振込みの方法により支給する。

(支給決定の取消し)

第7条 広域連合長は、申請者が虚偽の申請その他の不正な行為等により葬祭費の支給を受けたことが明らかになった場合は、支給の決定を取り消すものとする。

(葬祭費の返還)

第8条 広域連合長は、前条の規定により支給の決定を取り消した場合において、既に葬祭費が支給されているときは、支給した葬祭費の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

